

第3節 伝建推進室

〔総括概要〕

「蔵の街」の特色ある歴史的町並みを、良好な状態で次世代に引き継いでいくとともに、魅力ある商業地と住み続けられる環境を造るため、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区の指定と、その周辺について景観法に基づく景観に配慮したまちづくりを行うことを基本方針として取り組みを進めている。

平成21年度までは、伝統的建造物群保存地区の指定検討と、景観法に基づく検討を、都市計画課で取り組んできたところであるが、平成22年度からは、伝建推進室を設置し、伝統的建造物群保存地区の指定に向けた検討を行った。

伝建推進担当

1 伝統的建造物群保存事業に関すること

(1) 栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会について

伝統的建造物群保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議するための諮問機関「栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会」を設置した。

開催日	審 議 案 件
H22. 7. 30 (第1回)	保存地区及び保存計画(案)について ・ 伝統的建造物群保存地区の範囲案について ・ 栃木町伝統的建造物群保存地区保存計画(案)について ・ 嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画(案)について
H23. 1. 31 (第2回)	栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区の範囲案について(拡大)

(2) 栃木市伝統的建造物群保存地区指定推進協議会について

伝統的建造物群保存地区の区域や基準等の作成にあたり、学識経験者や地元の関係者による栃木市伝統的建造物群保存地区指定推進協議会を開催し、案を策定した。

- ・ 栃木市伝建地区指定推進協議会 2回
- ・ 栃木市伝建地区指定推進協議会専門部会 2回

(3) 指定に向けた説明会等について

伝統的建造物群保存地区の指定に向けて、地元に対して制度の概要や今後の手続き等についての説明会を開催した。

ア 栃木町地区説明会

期 日	場 所	内 容
H22. 9. 26	市役所	伝建地区の指定について
H22. 9. 29	とちぎ蔵の街観光館	
H22. 10. 17	とちぎ蔵の街観光館	

イ 嘉右衛門町地区説明会

期 日	場 所	内 容
H22.9.26	市役所	伝建地区の指定について
H22.9.29	神明神社社務所	
H22.10.16	神明神社社務所	
H23.3.4	神明神社社務所	範囲の拡大について
H23.3.5	神明神社社務所	

ウ 伝建かわら版の配布

伝建かわら版 2号 平成22年10月配布